

「(仮称) 野辺地風力発電事業 更新計画環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、青森県上北郡野辺地町及び六ヶ所村において、現在稼働中の「ユーラス野辺地ウインドファーム」（総出力50,000kW、定格出力2,000kWの風力発電設備25基）について、既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力49,990kW、定格出力4,000kW級の風力発電設備12基に建て替える（以下「リプレース」という。）事業である。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることができないが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第6次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業については、既存の道路、変電所用地等を利用することにより、改変面積を削減するなどリプレース事業の特性を踏まえた一定の配慮が認められる。

一方、対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による非常に多くの風力発電設備が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要である地域に位置している。

また、対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、本事業の実施による建設機械の稼働に伴い、騒音レベルが17dB増加する予測結果となっている。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ・ハクチヨウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。

加えて、既設の風力発電所では、オジロワシのバードストライクの可能性がある事例が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 累積的な影響について

- ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による非常に多くの風力発電設備が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域である。地域全体の環境影響の低減を図るために、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。
- イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、本事業の実施による建設機械の稼働に伴い、騒音レベルが現況より17dB増加する予測結果となっている。

このため、低騒音型建設機械の導入等の環境保全措置を適切に講ずるとともに、近隣住民の生活環境への影響が十分に低減されていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の飛翔が確認されている。また、巫子沼及びその周辺は、オジロワシ、ミサゴ等の希少猛禽類の飛翔が多く確認されており、特にオジロワシについては、周辺の風力発電設備への衝突確率が比較的高いと予測されていることに加え、既設の風力発電所ではバードストライクの可能性がある事例も確認されており、風力発電設備への衝突や採餌場と生息地間の移動経路の阻害等の重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施によるこれらの鳥類への影響を回避又は極力低減

する観点から、以下の措置を講ずること。

ア オジロワシの営巣が示唆される行動が確認された場合は、営巣地の調査を実施した上で行動圏解析を実施し、営巣地等と採餌場間の移動経路を把握した上で、専門家等からの助言を踏まえ、必要な環境保全措置を講ずること。

イ 巫子沼の周辺に位置する6号機については、専門家からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置や、飛翔予測による稼働調整等の措置を事前に講ずること。また、その他風力発電設備についても、鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、希少猛禽類の生息状況等に係る事後調査を適切に実施すること。事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認されるなど、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、渡り鳥の移動経路等に係る調査を実施の上、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含む、より効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡及び調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析並びに傷病個体の救命への協力をを行うこと。